

志學館大学交換留学による授業科目の履修及び学修の単位認定要領

第1 この要領は、志學館大学学則第27条第1項の規定に基づき交換留学先の大学で履修した授業科目及び行った学修の取り扱いに関し必要な事項を定める。

第2 交換留学先で履修した授業科目は、本学の授業科目（共通教育科目又は専門教育科目）に読み替え、単位を与えることができる。ただし、読み替え先の科目がない場合は、「協定大学等の授業科目」として単位を与える。

第3 授業科目の履修以外の学修は、本学の共通教育科目「海外学修A」又は専門教育科目「海外学修B」のいずれかを履修したものとする。

2 前項の場合、演習科目に準じ、30時間の学修をもって1単位とする。

第4 卒業の要件に算入できる「海外学修A」及び「海外学修B」の単位数は以下の各号に掲げる通りとする。

(1) 「海外学修A」は、最大8単位

(2) 「海外学修B」は、最大16単位

2 前項はすべての学科に適用し、科目区分は選択科目とする。

第5 この要領に基づく単位認定は、学部教務委員会が所掌する。ただし、履修した授業科目及び行った学修の内容について、必要な場合は、グローバル化推進委員会の意見を聴くものとする。

附 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。